

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

長期請負工事と改正

Q：当社は建設業者です。工事収益の計上方法について行われた改正の内容を教えてください。

A：長期大規模工事については、工事進行基準により計算することになりました。

【解説】

工事収益は、原則として工事完成基準により計上することになっていますが、一定の長期請負工事については、工事進行基準も認められています。

今回の改正では、工事期間が2年以上で、かつ、請負金額が50億円以上の長期大規模工事については、工事進行基準により各事業年度の収益及び費用を計算しなければならないこととなりました。

長期大規模工事以外の請負工事（着工事業年度に終了する工事及び損失が見込まれる工事を除きます）については、工事進行基準と工事完成基準との選択適用となります。

今回の改正は平成10年4月1日以後に締結した請負契約に係る工事から適用されますが、工事進行基準の方法のみとなる長期大規模工事については、対象となる請負金額について次の経過措置があります。

- (1)平成10年4月1日から平成13年3月31日までに締結した請負契約……150億円以上
- (2)平成13年4月1日から平成16年3月31日までに締結した請負契約……100億円以上

工事完成基準から工事進行基準への変更は納税にも影響が出てきます。もう一度契約条件を見直しましょう。

